

5 陳情第 24 号

5 陳情 第 24 号	現行の健康保険証の廃止を行わないよう求める意見書の提出に関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	令和5年7月12日受理、令和5年9月22日付託
陳情者	山梨県中央市_____

(要 旨)

現行の健康保険証の廃止を行わないよう、地方自治法第九十九条の意見書を提出するよう求める。

(理 由)

政府は、2024年秋に紙やプラスチックの健康保険証を廃止する方針を打ち出した。

健康保険証が廃止となれば、個人番号カードを持たない人は、公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている住民の命と健康が脅かされる。健康保険証の廃止は、事実上、個人番号カード取得の強制につながる。個人情報漏えいの不安から強制に反対の民意があることも事実である。

法律上は、個人番号カードの取得はあくまでも任意であり、住民への強制は行われるべきではない。

よって、現行の健康保険証の廃止を、行わないよう地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を、提出するよう求める。